

鴻巣市省エネ家電製品買換え促進事業補助金【よくあるご質問】

Q1. 冷凍庫の買換えも補助金の対象になりますか。

A1. 電気冷蔵庫の買換えのみが対象となります。

また、平成26年12月以前に製造された電気冷蔵庫から、省エネ性能★3.0以上及び、省エネ基準達成率が100%以上の製品に買換えた場合に限ります。

Q2. 申請書の「補助金交付申請額」の欄に記載する金額が分かりません。

A2. 電気冷蔵庫の本体購入価格の5分の1をご記載ください。

市内に本店を有する市内事業所(まちなか電気屋さん等)で購入: 上限3万円

市内に本店が無い市内事業所(チェーン店等)で購入: 上限1万円

※100円未満は切り捨てとなります。

例) 市内に本店を有する事業所において、電気冷蔵庫を税込み120,300円で購入
 $120,000 \text{円} \times 1/5 = 24,060 \text{円}$ ですが、交付申請額は「24,000円」となります。

Q3. 買換え前の電気冷蔵庫の製造年月が分かる写真を撮り忘れてしまいました。

A3. 買換え前の製品の型番が分かる書類(購入当時の領収書や保証書、カタログの写し)を代わりにご用意ください。

Q4. 買換え前の電気冷蔵庫の設置状況が分かる写真を撮り忘れてしまいました。

A4. 買換え前の製品の型番が分かる書類(購入当時の領収書や保証書、カタログの写し)を代わりにご用意ください。

また、買換え後の製品の設置状況が分かる写真及び、家電リサイクル券は必ずご提出ください。

Q5. 自宅にカメラやプリンターが無いため、写真の用意ができません。

A5. 買換え前の電気冷蔵庫の製造年月が分かる写真及び、買換え前と買換え後の電気冷蔵庫の設置状況が分かる写真は、必要添付書類となります。必ずご用意ください。

Q6. 買換え後の電気冷蔵庫の領収書又は、保証書を紛失してしまいました。

A6. 購入店舗にて、再発行が可能かご確認ください。
再発行ができない場合には、環境課までご相談ください。

Q7. 買換え後の電気冷蔵庫の仕様書又は、カタログの写しについて、どの部分をコピーすればよいですか。

A7. 製品の型番及び、規格（定格内容積等）、構造、省エネ性能、省エネ基準達成率が記載された部分を写してご提出ください。

仕様書やカタログがお手元に無い、もしくは省エネ性能や省エネ基準達成率の記載が無い場合には、メーカーのホームページに掲載されている内容を印刷し添付していただくか、もしくは、資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」で確認できますのでお調べください。



<https://seihinjyoho.go.jp/>

Q8. 郵送で提出する前に、事前に窓口で書類の確認をしていただけますか。

A8. 本補助金の提出方法は、郵送となります。
提出前に、窓口で書類の確認等は行っておりません。
なお、窓口を持ち込まれても受付はいたしかねますのでご了承ください。